

平成28年度 設備貸与制度のご案内

長期

3年～10年

低利

年1.3%～1.7%

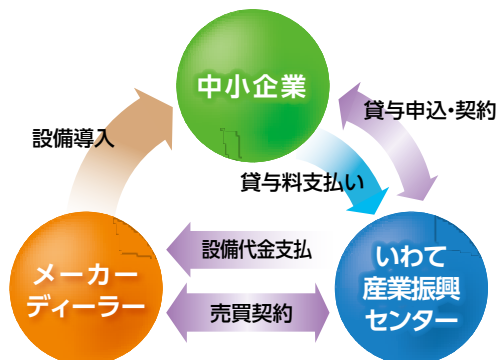
(固定金利)東日本大震災で直接被災した企業は更に-0.1%

無担保

金融機関融資と別枠です

制度のしくみ

この「設備貸与制度」は、岩手県内の中小企業の皆様が必要とする機械、設備をセンターが購入し、長期・低利で貸与する公的制度です。



区分	設備貸与(割賦販売)	リース
対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)
貸付期間	3年～10年(導入設備耐用年数上限) (右記条件3を満たせば10年以内で2年延長可能)	3年～10年(導入設備耐用年数上限) (右記条件3を満たせば10年以内で2年延長可能)
貸付限度額(消費税含む)	100万円～1億円 (右記条件1を満たせば2億円)	100万円～1億円 (右記条件1を満たせば2億円)
対象設備	設備(建物を除く)	汎用設備(中古・車両を除く)
保証金	貸与額の10%(右記条件1を満たせば5%) (最終償還時に返済)	——
利息(貸与損料)	年率1.30%～1.70%(固定金利) (お申込企業様の財務内容により決定) (右記条件2を満たせば-0.1%)	——
リース料(月額)	——	5年=1.867%(参考) 7年=1.389%(参考)
連帯保証人	法人:代表者1人 個人不要(経営者保証ガイドラインに準拠)	

※運賃・取付工事は貸付の対象となりますが、建物部分・基礎工事は対象外です。一部、対象とならない業種、設備がございますので詳しくはセンターにお問合せ下さい。

条件1

- 1 中小企業等経営強化法に基づく計画認定企業(経営革新・異業種連携)
- 2 中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画認定企業
- 3 農商工等連携促進法に基づく事業計画認定企業
- 4 いわて希望ファンド、いわて農商工連携ファンド採択企業
- 5 自動車関連産業企業
- 6 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- 7 県内企業5社以上に下請発注している企業
- 8 県内企業への下請発注額が1,000万円以上の企業
- 9 今回の設備を設置することで⑥～⑧のいずれかに該当する企業

※上記のいずれかの条件を満たせば、2億円まで貸付及び保証金5%対応可能

条件2

東日本大震災で設備又は事業所が被災し、市町村等が発行する罹災証明書等の発行を受けている中小企業

※上記のいずれかの条件を満たせば、適用利率から0.1%の引下げ及び据置期間2年の対応可能

条件3

商工会及び商工会議所を経由して申込をした企業

※上記の条件を満たせば、10年以内において、返済の基準となる耐用年数の期間について2年を超えない範囲内で延長すること可能

お問い合わせ

総務・金融グループ

TEL: 019-631-3821 FAX: 019-631-3830
http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi